

令和7年度 那覇市立城北中学校 学校いじめ防止基本方針

1 本校の基本方針

- (1) 教育活動全体を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや教育相談を実施するなど、全職員体制で生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

2 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を指す。

※社会通念上、いじめではない（悪意、継続性、犯罪性がない）と考えられても、学校は法令上の定義に基づき、いじめとして扱い対応するものとする。

(1) 心理的いじめとは

・言葉での脅し ・冷やかす ・持ち物を隠す ・仲間はずれ ・持ち物への落書き ・集団による無視 ・悪口など
--

(2) 物理的いじめとは

・殴る ・蹴る ・たたく ・金品をたかる ・使い走り ・万引きの強要 ・荷物を持たせるなど
--

(3) いじめの要因と様態

いじめが起こる背景は、生徒や家庭、学校の問題等さまざまであり、きめ細かな生徒理解に基づき、指導・対応していく必要がある。また、いじめは目につきにくい場所、時間、形で行われることが多いため、日頃より多くの大人の目で見守る必要がある。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① 少なくとも、3か月間いじめに関わる行為が止んでいること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3 いじめ防止に向けた取り組み

(1) 指導体制の確立

① いじめ防止対策委員会

学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策委員会を設置する。

〈委員〉

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、生徒サポーター、スクールカウンセラー等

〈活動〉

- ・ いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報等に係る情報の収集と記録、共有(調査と集約)
- ・ いじめに関わる情報の事実関係の把握といじめであるか否かの判断(いじめ認知)
- ・ いじめが解消に至るまでの対処プランの策定と実行
- ・ いじめ防止の「学校基本方針」の策定と点検及び見直し
- ・ いじめ防止の「学校基本方針」の公表(学校ホームページ)
- ・ 「チーム学校」としての関係機関との連携や保護者への対応

② 生徒支援委員会

毎週水曜日にいじめの早期発見と対応に向けて生徒指導に関わる情報の共有を行う。
なお、構成委員はいじめ防止対策委員会と同様とする。

(2) 未然防止

- ① いじめは人間として絶対に許されないという認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- ② 生徒のよさを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学校・学級経営(自己肯定感)
- ③ 小さな問題行動であっても、これらの行為を見逃ごすことなく、全職員で適切かつ毅然とした指導を行う。(規範意識)
- ④ 「わかる授業」の構築とした授業改善を進める。(自己有用感)
- ⑤ 学校行事を通して生徒の活躍の場を提供し、日頃から積極的な生徒指導を心がける。
- ⑥ 生徒会活動(いじめ見逃しゼロ特殊部隊)と連携した活動を推進する。
- ⑦ 人権感覚の涵養に関わる取り組みの充実を図る。

(3) 校内研修

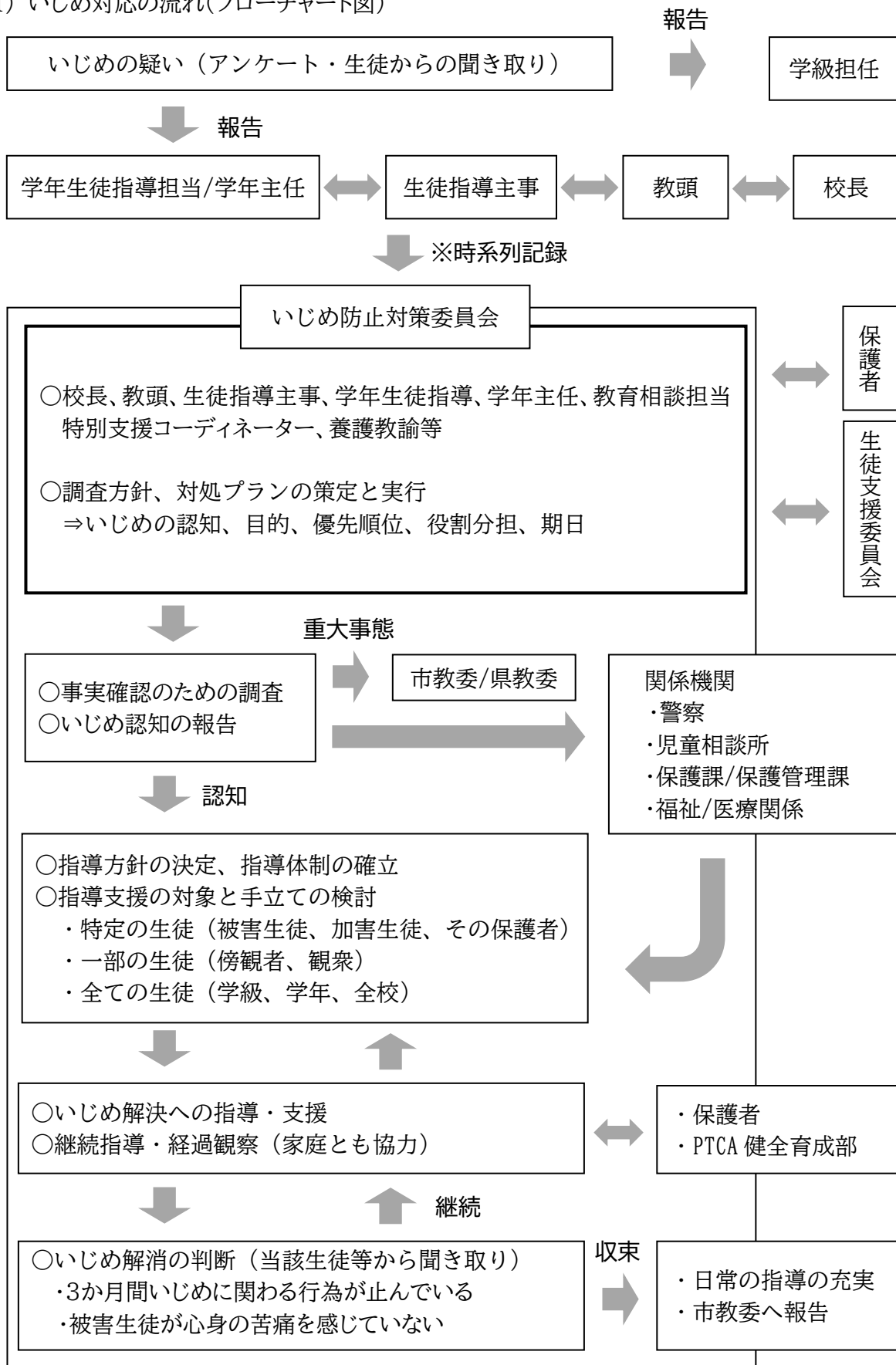
- ① 年度初めに、学校いじめ防止基本方針の共通理解に関する研修を実施する。
- ② 年一回は、いじめ防止や事案対処に関する生徒指導力の向上に関する研修を必ず行う。
- ③ スクールカウンセラーやスクールロイヤー、警察等と連携した研修を企画する。

(4) 早期発見・早期対応

- ① 定期的な教育相談や毎月の生活改善アンケートから、いじめの早期発見に努める。
- ② 学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- ③ 学校全体で組織的に対応し、教職員間の情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- ④ いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確にかつ迅速に行う。
- ⑤ いじめを認知した場合は、被害者の立場に立った親身な指導を行う。
- ⑥ 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- ⑦ 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。
- ⑧ いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。

4 いじめ対応

(1) いじめ対応の流れ(フローチャート図)



(2) ネット上でのいじめへの対応

- ① 道徳や学活、技術家庭科等と連携し、教科等横断的な情報モラル教育を実施
- ② 原則としてスマートフォン、携帯電話等の校内への持ち込みを禁止
- ③ 保護者へ家庭でのPCの管理、携帯電話・スマートフォンのフィルタリングの徹底の依頼
- ④ 関係機関(警察や法務局など)との連携した対応の実施

(6) 指導計画

月	活動内容について
4	校内研修(いじめ防止基本方針の共通理解)、人権の日、生活改善アンケート
5	いじめ防止啓発月間、人権の日、生活改善アンケート
6	教育相談月間、人権の日、生活改善アンケート
7	いじめ未然防止の取り組み(SNSの使い方)、三者面談、チェックシート、人権の日、生活改善アンケート
8	校内研修(いじめ防止や事案対処)、人権の日、生活改善アンケート
9	いじめ防止強化月間、いじめに関する特設授業、学校いじめ防止基本方針の取り組み状況の点検、生活改善アンケート
10	人権の日、生活改善アンケート
11	教育相談月間、人権の日、生活改善アンケート
12	修学旅行、三者面談、人権の日、生活改善アンケート
1	人権の日、生活改善アンケート、いじめ未然防止の取り組み(生徒会)学校いじめ防止基本方針の見直し
2	入学説明会、人権の日、生活改善アンケート
3	新一年生情報交換会、人権の日、生活改善アンケート

※定例のいじめ防止対策委員会に関しては、毎週水曜日の生徒支援委員会の中で開催する。
その他、必要に応じて学年職員も加えて、臨時のいじめ対策委員会を開催する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態等とは

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認めるとき。
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の発生と対応

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

- ① 重大事態の調査組織を設置
 - ・ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ・ いじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることも検討する。

② 事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
その際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ たとえ調査主体に不都合な事があったとしても、事実をしっかり向き合う。
- ・ 先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
(適時、適切な方法で、経過報告を行う)
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。
ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがない留意する。
- ・ 調査に先立ち、調査結果をいじめられた生徒や保護者に提供する場合がある旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

④ 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ・ いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な処置

- ・ 事実関係を可能な限り明らかにした後、速やかに当該重大事態への対処(対象生徒への心のケアや必要な支援やいじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等)を行う。加えて、同種の事態の再発防止策を講ずる。

6 PTCA及び関係機関等との連携について

- (1) 学校いじめ防止基本方針の学校ホームページで公開し、保護者との共通理解に努める。
- (2) 城北中学校区青少年健全育成協議会や学校説明会、PTCA 総会等での地域や保護者との情報を共有する。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署や児童相談所等と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な尊大が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

参照

- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂)
- ・ 沖縄県いじめ防止基本方針(令和5年4月最終改定)
- ・ 那覇市いじめ防止基本方針(令和7年1月改正)